

令和3年4月5日

工事の契約書作成における設計図書データのEメール交付について

1 趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症への対応として対面規制の見直しが求められており、契約書の提出及び返却については令和2年4月15日付「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた契約書の受け渡し等の対応について」の中で、郵送でも可としました。

その一方で、契約書の作成に必要な設計図書については、落札事業者の方に対して工事担当課が紙で交付するために来庁を要しており、来庁負担の緩和、及び利便性の向上が求められています。

そこで、工事契約における工事担当課から落札事業者の方への設計図書の交付方法について、工事担当課への来庁による紙での交付ではなく、原則としてEメールでの交付を開始します。

2 運用開始日

令和3年4月19日

(落札決定通知のメールに設計図書を別途Eメールで交付する旨を記載します。(裏面参照))

3 落札決定後フロー

①契約第一課から落札決定通知をお送りします。

(設計図書について紙交付を希望する場合、この時点で工事担当課へ電話でご連絡いただきますよう、お願いいたします。)

②工事担当課が、設計図書のデータを落札事業者の方へEメールで交付します。

(なお、設計図書のデータが一定期間経過しても届かない場合は、恐れ入りますが、工事担当課へのご連絡をお願いいたします。)

③設計図書を受領後、契約書を作成します。

(リサイクル法該当工事の場合は、工事担当課と調整をお願いいたします。)

④契約書を製本した上で、契約第一課窓口へ来庁、又は郵送により、契約書を提出します。

⑤契約第一課は契約書を受領し、内容を確認した上で、発注担当課に対しては正本を、落札事業者の方に対しては、契約第一課窓口への来庁、又は郵送により副本を返却します。

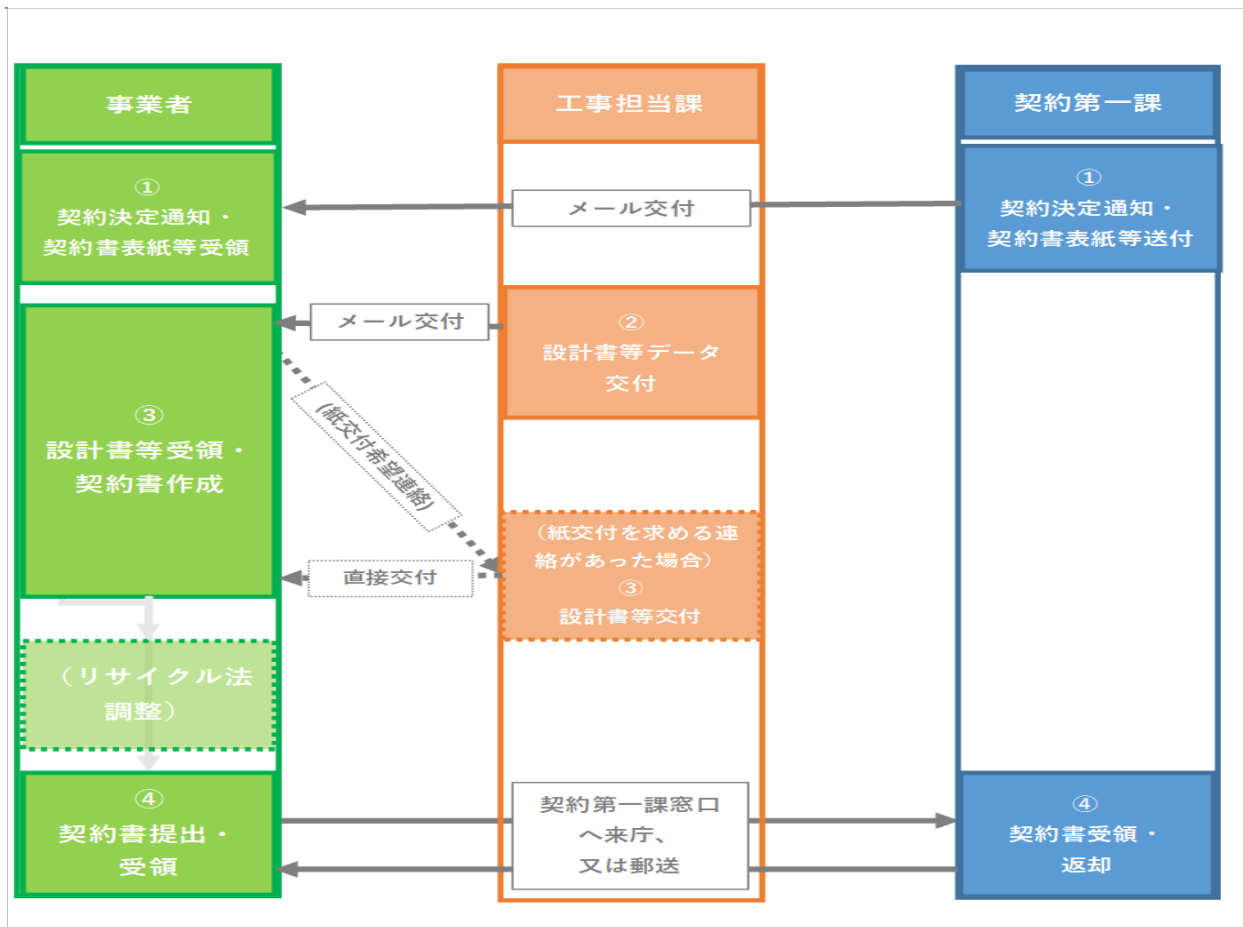
4 留意点

①リサイクル法該当工事の場合、「分別解体の方法等」の作成にあたって工事担当課との調整が別途必要となります。その際も、可能であればEメールによる調整等、引き続き対面回避の対応をお願いいたします。

②事前にご連絡いただければ、従前の通り設計書を紙での受領も可能としていますが、今回の設計書のEメール交付導入に伴う当面の措置とします。

担当：横浜市財政局契約第一課
電話：045-671-2246

○契約書作成における設計書データのEメール交付フロー



○落札決定通知のメール文

平素より本市契約事務に御協力いただき厚く御礼を申し上げます。
落札決定通知書及び契約関係書類をお送りします。

また、契約書作成に必要な設計図書のデータについては、別途工事担当課よりEメールにて交付いたします。なお、設計図書について、データではなく紙での受領を希望される場合は、お手数をおかけしますが、来庁される前に予め工事担当課へお電話等でその旨をご連絡いただきますよう、お願いいたします。(※今回追加文)

別添の文書（ファイル名「数字 17 桁」）中の 2 ページ目にある「必要書類一覧」を参照し、契約書の作成に必要な書類を用意してください。
また、契約書に綴じる順番や綴じ方については、別添の文書（ファイル名「oshirase」）中の「契約書の作成について」をご確認ください。

※契約書の御提出は、郵送も可とします。

詳細は、必ずヨコハマ・入札とびらを御確認ください。

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20200415tuuti_corona210119.pdf

ご提出いただいた契約書（副本）は提出から 10 日目以降に別添の落札決定通知書と引換で返却します。